

三

用振替法の適等

—

の法發号名
条律行称
項及の及
び根ひ
そ拠記

○財務省告示第二百四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年六月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年七月七日

四
發行方法

五
方募

六
イ
イ
發
入価 行争 非者 特国
札格 行 入価・別債
發競 札格 第参市
行争額 發競 I 加場

法年七にに措必のう億額
律度十つ基置要たち八面
第予七いづ法なめ、千金
四算億てき第財の東万額
十分三は發六源施日円で
六、千、行十の策本二
条特万額し九確を大兆
第別円面た条保実震
一会へ金割第に施災
項計平額引四関すか
のに成で短項するら
規関二六期のるたの
定す十千國規特め復
による七百債定別に興

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい

価一を場で競争う札価
格国定特あ争入。
競債め別つ入札に
争市る参て札發に
入場も加、と行
札特の者財同と
發別にご務時い
行參よと大にう
「加るに臣行。(以
と者發応がわ
い・行募各れ及
う第へ限國るび
。) I 以度債入価格と
非下額市札格競い入

九 八

七

ロイ

ロ

振替単位 領額 最低額
面金 発競 I 加場 行争額
札格第参市発競金
札格第参市
發競 I 加場

の振五あを千
記替万つ五万
載法円た万円
又のと場円へ
は規す合とた
記定る、とだ
録に。そし
はよの省最
、る施令最
最振行の低
低替の額
額口日改面
面座か正金
金簿らが額

五二八二
万千万兆
六二千二
千百円千
円七八
十百
六十
億五
三億
三千
二六
百百
三百
三十

面た条特で短項条第第関第第五つ基
金割第別三期の第九九す九七百いづ
額引一會千証規一十十の条条五てき
で短項計九券定項五四法第第十は發
二期のに百にに及條条律一一四、行
千国規関九つ基び第一二項項億額し
二債定すといづ第一二八並、七面た
百ににる九てき百項項十び財千金割
六つ基法億は發三、同三に政万額引
といづ律八、行十第条特融円で短
八てき第千額し七百第別資、一期
億は發四万面た条三十四項、
円、行十円金政第条四十
額し六額府一六、
額法千に

十
六
十五
四三

十
二

ロ
イ一

發

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

償行争非者特国入価發
還入価・別債札格行行
期札格第参市発競価
限發競I加場行争格日

平
成
二
十
八
年
六
月
二
十
日
財
務
大
臣
か
ら
通
知
つ
。
を
き
受
け
た
者
日
額
本
面
銀
金
行
額
百
円
に
う
、
期
六
月
、
そ
が
月
の
銀
百
円
營
業
業
日
當
た
成
し
と
、
償
九
は
年
、
六
月
、
二
十
日
平
成
二
十
八
年
六
月
二
十
日
錢
額
七
面
以
面
厘
金
上
金
額
の
百
そ
百
円
れ
円
に
ぞ
に
つ
れ
つ
き
の
百
応
百
円
募
円
三
価
三
十
格
十
六
六
す
る
。
整
數
倍
の
金
額
に
よ
る
も
の
と